



保発0610第1号  
平成26年6月10日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局長

健康保険委員功労者厚生労働大臣表彰の実施について

多年にわたり健康保険事業の推進・発展に貢献した健康保険委員に対し、厚生労働大臣表彰を実施することとし、別紙「健康保険委員功労者厚生労働大臣表彰実施要領」を制定したので、通知する。

# 健康保険委員功労者厚生労働大臣表彰実施要領

平成 26 年 6 月 10 日

厚生労働省保険局長

## 第 1 目的

この要領は、全国健康保険協会支部長が委嘱する健康保険委員に対して厚生労働大臣が行う表彰に関し基本的な事項を定めることを目的とする。

## 第 2 表彰の趣旨

この表彰は、健康保険委員であり、多年にわたり健康保険事業の推進・発展に貢献した者に対して、その功績を称え労苦に報いるとともに、併せて健康保険事業の一層の推進に寄与することを趣旨として行うものである。

## 第 3 表彰の基準等

- 1 表彰は、健康保険委員としてその職務に精励し、その功績が特に顕著であると認められる者で、次の各号のいずれにも該当する者について行う。
  - (1) 毎年 4 月 1 日を基準日とし、基準日において、現に健康保険委員であり、かつ、50 歳以上の者。
  - (2) 健康保険委員としての委嘱期間が、基準日において通算して 20 年以上の者。

なお、委嘱期間の算出に当たっては、当分の間、平成 20 年 9 月 30 日以前における社会保険委員としての委嘱期間を通算することができるものとする。
  - (3) 過去に次のいずれかの表彰を受けている者で、かつ、基準日において、いずれかの表彰を受けてから 5 年以上が経過している者。
    - ・健康保険委員功労者の全国健康保険協会理事長表彰
    - ・社会保険委員功労者の社会保険庁長官表彰
  - (4) 過去に次のいずれの表彰も受けていない者。
    - ・健康保険委員功労者の厚生労働大臣表彰
    - ・社会保険委員功労者の厚生労働大臣表彰又は厚生大臣表彰
  - (5) 過去に春秋叙勲による勲章又は同一の事由で褒章条例による褒章のいずれも受けていない者。
- 2 厚生労働省関係法令に違反する行為により罰金刑以上の処分を受けた者は、処分の日より 5 年間、表彰の対象から除外するものとする。
- 3 1 及び 2 に定めるもののほか、表彰候補者の選考に当たって留意する事項は、保険局保険課長が別に定める。

#### 第4 表彰の時期

表彰は、原則として毎年1回行うものとする。

#### 第5 表彰の方法

表彰は、表彰状を授与して行う。

#### 第6 表彰候補者の推薦及び審査

表彰候補者の推薦及び審査は、次によるものとする。

- (1) 全国健康保険協会支部長は、第3に定める基準等に該当すると認める者がいるときは、保険局保険課長が別に定める推薦枠の範囲内で、その表彰について全国健康保険協会理事長（以下「協会理事長」という。）に推薦するものとする。
- (2) 協会理事長は、(1)の推薦を受け、第3に定める基準等に基づき審査を行い、基準等を満たしていると認められる表彰候補者について、厚生労働大臣に提出するものとする。
- (3) その他推薦及び審査の手続き等に関する具体的な事項は、保険局保険課長が別に定める。

#### 第7 表彰者の決定

- 1 表彰者は、保険局に設置する健康保険委員功労者大臣表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）において選考し、厚生労働大臣が決定するものとする。
- 2 選考委員会の構成は次のとおりとする。

委員長	保険局長
副委員長	大臣官房審議官（医療保険担当）
委員	大臣官房人事課長
	大臣官房総務課長
	保険局総務課長
	保険局保険課長
- 3 選考委員会の開催及び選考等に関する具体的な事項は、別に定める。

#### 第8 その他

- 1 第6の推薦後、表彰の時期より前に死亡した者については、死亡日にさかのぼって表彰を行うことができる。
- 2 この要領で定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。